育児休業中の保育所等入所に係る取扱い変更のお知らせ

平素から、本市保育行政に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

　令和７年４月より育児休業中の保育所入所に係る取扱いを以下の通り変更します。

記

**１　在園しているこどものきょうだいの育児休業を取得した場合の入所継続**

**期間の変更**

【現　行】　育児休業対象こどもが満1歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の末日まで

【変更後】　**保護者の取得した育児休業終了日まで**

例）令和5年10月1日生まれ　令和8年10月1日まで育児休業取得

現　行：令和7年3月31日まで継続利用可能

　　変更後：令和8年10月1日まで継続利用可能

**２　入園から保護者の職務復帰までの期間（慣らし保育期間）の延長**

【現　行】　入所日から１４日以内に復職

【変更後】　**入所日から１か月以内に復職**

　例）令和7年4月1日入所希望の場合

　　現　行：令和７年4月15日までに職場復帰

　　変更後：令和７年５月1日までに職場復帰